

公益社団法人大阪府産業資源循環協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人大阪府産業資源循環協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、産業廃棄物の適正処理等に係る普及啓発、教育研修、指導相談、調査研究等に関する事業及び産業廃棄物処理業の振興に関する事業を行うことにより、産業廃棄物の適正処理の確保、不法投棄の防止及び資源循環等の取り組みを促進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上、持続可能な循環型社会の形成及び地球環境保全等の公益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正処理のための法的事項、安全衛生等の普及啓発及び相談対応、指導・助言の情報提供等による普及啓発
- (2) 産業廃棄物の適正処理に関する研修会、講習会等の開催及び人材育成
- (3) 産業廃棄物処理に関わる優良事業者の育成及び環境に関する教育研修
- (4) 産業廃棄物処理に必要な事務管理の電子化推進
- (5) 災害廃棄物の処理の支援等
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 本会は、前項に掲げる事業のほか、会員のための事業として次の事業を行う。

- (1) 会員に対する法令集、技術資料集、手引書等の配布に関する事業
- (2) 会員及び会員の従業員の懇親、親睦、意見交換等に関する事業
- (3) 会員及び会員の従業員の福利厚生に関する事業

3 前2項の事業は、大阪府において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人、法人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助するために入会した個人、法人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、許可若しくは指定の取消しの処分を受けたとき。

第 4 章 総会

(構成)

第 11 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後 3 カ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 前項の議案について、出席した正会員が候補者を一括して採決することに異議がないときは一括採決を行うことができる。ただし、前項後段の選任の方法によるもの及び次条第 3 項の書面による議決権行使の結果において過半数の賛成を得られないものについては、一括採決を行うことができない。

(議決権の代理行使等)

第 18 条 総会に出席できない正会員は、法令で定めるところにより、代理人によって議決権を行使し、又は書面によって議決権を行使することができる。ただし、代理人は正会員に限るものとする。

2 前項の代理人に対する代理権の授与は、当該正会員が総会ごとに行い、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

3 第 1 項の書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載の上、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、当該記載をした議決権行使書面を本会に提出することにより行う。な

お、当該書面によって行使された議決権の数は、総会に出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び正会員の中から選出された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 20 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち 5 名以内を副会長とする。

4 会長及び副会長以外の理事のうち 1 名を専務理事とする。

5 会長、副会長及び専務理事以外の理事のうち 1 名を常務理事とすることができる。

6 第 2 項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

7 第 4 項の専務理事及び第 5 項の常務理事を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

3 本会の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

4 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。

4 専務理事は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。

5 常務理事は、会長及び専務理事を補佐し、本会の業務を執行する。ただし、専務理事が欠けたとき又は専務理事に事故があるときは、専務理事の職務を代行する。

6 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれのあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、第 31 条の定める招集権者に、理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(役員任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事の報酬は、無償とする。ただし、次の理事及び監事には、報酬等を支給することができる。

- (1) 専務理事及び常務理事
 - (2) 弁護士、公認会計士、税理士資格を有し、又は学識経験者のうち理事会の承認を受けた監事
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前 2 項に関し、必要な事項は、総会の決議によって別に定める役員報酬等に関する規程による。

(顧問)

第 27 条 本会に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長及び副会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問の報酬は、無償とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 30 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に 3 カ月に 1 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、会長が必要と認めたときのほか、第 23 条第 5 項並びに次条第 3 項又は第 4 項に該当する場合に開催する。

(招集等)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各副会長が理事会を招集する。
- 3 理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して招集を請求することができる。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は理事会を招集することができる。
- 5 会長は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して招集の通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事全員の同意があるときは、この限りでない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 33 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会できない。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(運営)

第 36 条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議によって別に定める理事会運営規則による。

第 7 章 委員会及び部会

(委員会)

第 37 条 本会に理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 前項の委員会は、本会の事業のうち特定の実務を行う。
- 3 委員会の組織、構成及び運営に関し必要な事項は理事会において別に定める。

(部会)

第 38 条 本会に理事会の決議により部会を設置することができる。

- 2 前項の部会は、本会の事業目的に必要な範囲で理事会の決議により定めた事項についての調査・研究を行う。
- 3 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は理事会において別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 39 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなけれ

ばならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 42 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 3 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 44 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 45 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 46 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 本会の公告は、主たる事務所内の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 補則

(委任)

第 48 条 法令及びこの定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、國中賢吉（会長）とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成 25 年 4 月 1 日 発効
移行により公益社団法人設立

平成 25 年 5 月 31 日 変更
第 13 条 定時総会開催時期の改定
第 17 条 第 4 項（役員選任方法）を追加

平成 30 年 6 月 8 日 変更
第 1 条 本会の名称を変更
この定款は、本会の定時総会で決議した日（平成 30 年 6 月 8 日）から施行する。

令和 3 年 6 月 11 日 変更
第 4 条第 1 項 第 4 号（産業廃棄物処理に必要な事務管理の電子化推進）の事業追加
第 20 条 第 5 項（常務理事）の職追加及び第 7 項（業務執行理事の範囲）変更
第 21 条 第 4 項（理事会決議を伴う役員選定の範囲）変更
第 22 条 第 5 項（常務理事の職務）追加及び第 6 項（業務執行報告を要する役員の範囲）変更
第 26 条 第 1 項（報酬等を支給できる役員の範囲）変更
第 29 条 第 3 号（理事会による役員選定及び解職の範囲）変更
この定款は、本会の定時総会で決議した日（令和 3 年 6 月 11 日）から施行する。